

情報通信 vol.1

令和 7 年 7 月 1 8 日

小山小情報教育係

まもなく夏休みを迎えます。家での時間が増えることで、メディアに触れる時間も増える子ども達も多いと思います。ご家庭で使用上のルールを作っていただき、この通信に掲載されている内容を話題にしてください。

#夏休み前に家庭で話題にしてほしい3つのこと

〇ペアレンタルコントロールのお願い

インターネットは有益な情報源である一方で、子どもにとって有害な情報や不適切なコンテンツも数多く存在します。SNS や動画サイト、オンラインゲームなどを通じて、知らない相手と接触するリスクも高まっています。保護者の方が「まさかうちの子が」と思っている、トラブルに巻き込まれていたというケースもあります。こうした事態を未然に防ぐため、「ペアレンタルコントロール」機能の使用をお願いします。スマートフォンやタブレットには、使用時間やアプリの制限、不適切なサイトへのアクセスを防ぐ設定が可能です。お子さんの年齢や利用状況に合わせて適切な制限を設けることが、安全なデジタル環境を整える第一歩となります。保護者の責任として、ぜひ設定と見直しをお願いします。なお、ペアレンタルコントロールの中に、有害な情報へのアクセスをブロックする機能「フィルタリング」があります。こちらの設定も必ず確認していただけますよう、お願いします。

18歳未満が使用する端末へのフィルタリング設定は法律上の義務

青少年インターネット環境整備法*では、格安スマホ事業者（MVNO）を含む携帯電話会社とその販売 代理店には、新規の携帯電話回線契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務が課せられています。

青少年確認

契約締結者または携帯電話端末の使用者が18歳未満かどうか確認する

フィルタリングの説明

- ・青少年に有害な情報の閲覧による危険
- ・フィルタリングの必要性とその内容について保護者又は青少年に説明する

フィルタリング有効化措置

通信契約とセットで販売される携帯電話端末などについて、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う

*青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月施行／平成30年2月改正法施行）

総務省 HP より転載

〇メディアコントロールに挑戦！

スマートフォンやタブレットが身近な存在となり、便利な一方で、長時間の動画視聴やゲーム、深夜の利用などが学習や生活習慣に悪影響を与える事例が見られます。さらに、SNS を通じてトラブルに巻き込まれることも、学校内外で現実の問題となっています。お子さんの心身を守るために、家庭でのルールづくりと継続的な声かけが欠かせません。使用時間の制限、使用場所の決定、就寝前の利用禁止など、生活リズムを守るための工夫が必要です。学校でも指導を行っておりますが、最も大切なのはご家庭での「見守り」と「関わり」です。ぜひご家庭で話し合いの時間をもち、メディアとの関わり方を見直していただければと思います。

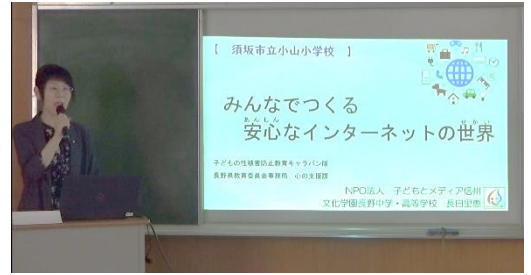
〇自由研究・ポスター・作文の見守りを！

1人1台端末が導入されて以来、子ども達の学習環境は急激に変化しました。その1つに、作品づくりを行う際に、【参考例の検索】が挙げられます。なかなか自分が作りたい作品が思い浮かばない時に、自分も知らない誰かの作品に出会い、インスピレーションを受けて自分の作品づくりに生かすことができます。

一方で、検索した内容を、そのまま作文や作品に使用して提出し、審査対象から除外された例もあります。作文や作品にはそれぞれ作品を作った人を守るための【著作権】があります。子ども達がこの【著作権】を守りつつ、自分の感性や努力を生かして作った作品を、胸を張って提出できるよう、家庭での見守りをお願いします。

#みんなでつくる安心なインターネットの世界

7月8日、4・5・6年生を対象に「性被害防止講演会」が行われました。講師の長田理恵先生からは、インターネットや SNS が身近になった現代において、子どもたち自身が自分の身を守るために必要な知識や判断力を持つことの大切さについてお話がありました。



SNSの利用には年齢制限があることや、知らない人とのやりとりで潜む危険性について、実際の事例を交えながら説明され、子どもたちは真剣な表情で耳を傾けていました。特に「自画撮り被害」や「ネットいじめ」の話は衝撃的で、軽い気持ちで送った写真や言葉が、大きなトラブルにつながることを学びました。

講演では、「誰かに無理やり体を触られる」「いやな写真を撮られる」「恥ずかしい画像を送るよう求められる」といった、性に関する具体的な被害についても触れられました。被害に性別は関係なく、知っている人からの加害もあるという話に、子どもたちも驚いていました。

そのうえで、困ったときにどう対応するかを一緒に考え、「きっぱり断る」「理由をつけて断る」「無視して連絡を絶つ」など、いくつかの方法が紹介されました。講師の先生は、「相談することは弱いことではなく、強いことです」と繰り返し伝え、子どもたちに安心して話せる大人の存在を持つことの重要性を強調していました。

今後も、学校とご家庭が連携しながら、子どもたちが安心してインターネットの世界を活用できる環境づくりを目指していきたいと思えます。

ちょっとまって!

SNSはインターネットを使って、友だちとメッセージや画像を送ることができるサービスだけど、使える年齢が決まっているよ。

SNSの種類	年齢
ライン	12歳以上
ティックトック	13歳以上
インスタグラム	13歳以上

どうして年齢がきまっているのかな?

- あぶないことがあるから
- ルールがむずかしいから
- あやしい画像や動画が表示されるから

3つのNo (ダメ)

- ① ネット上に感情を書きこまない
- ② ネット上に個人がわかる情報をぜったいに投稿しない
- ③ 自分が本当かどうか事実を確認できないものや、他人にかかわることは、**拡散**(ほかの人に回さない)しない

#1学期情報モラル Week

長期休みに入るタイミングで、各学級で情報モラル教育を実施しています。

4年生では、情報モラルの授業として「著作権」について学習しました。授業では、クイズやワークを通して、著作権の基本的な考え方や守るべきルールについて考えました。GIGA ワークブックやタブレット教材(オクリンクプラス)を活用しながら、個人やグループ

写真や動画を使いたいときは

次の4つの写真を「問題はありません」「注意が必要」に分けてみましょう。

	問題はありません	注意が必要
カード	<p>3 自分で撮った風景の写真も、授業の発表スライドに使った</p>	<p>4 友だちが公開したペットの動画を友だちの許可を得て、ダウンロードした</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> 自分で作った作品の著作権は、自分が持っているから自由に使える。 作った人から許可をもらえれば使ってもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 動画共有サイトに公開されている動画やネット上の写真やイラストには、すべて著作権がある。 基本的には、きちんと許可を得てから利用する必要がある。

で意見を出し合い、自分たちの生活に関係のある著作権の場面を想定して対応を考えました。まとめでは、「使う前に許可をとる」「作った人を明記する」「フリー素材を使う選択肢もある」など、今後の生活に生かせる知識として整理しました。夏休みを前に、デジタル機器を使う際の意識づけにもつながる学習となりました。

なお、4・5・6年生は、この夏休みに iPad を持ち帰っています。各学年だよりでお願いがあったかと思いますが、適切な利活用ができるよう、ご家庭での見守りをお願いします。また、お家の方も時々iPad をのぞいていただき、画像・ファイル等に不必要な物がないか、確認をお願いします。基本的に学習に必要なものは、残しておかないルールになっています。端末内のデータ整理も、情報活用能力の大切な1つと捉えています。

引き続きご理解、ご協力のほど、よろしく申し上げます。